

生駒市条例第 20 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 9 月 26 日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 26 の項の次に次のように加える。

26 の 2	地籍調査の 成果の写し の交付手数料	地籍調査の成果 の写しの交付	地籍集成図	1 枚につき 500 円
			地積測量図（座 標値）	1 件につき 500 円
			座標値一覧表	1 件につき 5 点まで ごとに 500 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。